墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案 現 行

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、次に掲げる者が、平成1 2年5月31日以前に着工された区内に存 する平家建て若しくは2階建ての木造住宅 について耐震改修工事若しくは耐震装置設 置を行った場合又は同日以前に着工された 緊急対応地区内に存する平家建て若しくは 2階建ての木造住宅の除却を行った場合に、 当該耐震改修工事、耐震装置設置又は除却 (以下「耐震改修等」という。) を行った 者に対して交付する。

(1)~(3) 〔略〕

- 2 · 3 [略]
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、 次の各号のいずれかに該当するときは、助 成金は交付しない。
  - (1) 〔略〕
  - (2) 助成金の交付を受けようとする者が住 民税(特別区民税及び市町村民税並びに 都民税及び道府県民税をいう。) を滞納 している場合

(助成金の額)

- 第6条 耐震改修等に係る助成金の額は、予 算の範囲内において、次に掲げる額とし、 限度額は規則で定める。
  - (1) (2) [略]
  - (3) 第1号本文の規定にかかわらず、次に 掲げる場合は、当該工事に係る助成対象 経費の6分の5の額とする。

イ 規則で定める住宅改修助成事業と併 せて耐震改修工事を行った場合

ア [略]

[同左]

第4条 助成金は、次に掲げる者が、昭和5 6年5月31日以前に着工された区内に存 する木造住宅について耐震改修工事若しく は耐震装置設置を行った場合又は同日以前 に着工された緊急対応地区内に存する木造 住宅の除却を行った場合に、当該耐震改修 工事、耐震装置設置又は除却(以下「耐震 改修等」という。)を行った者に対して交 付する。

 $(1)\sim(3)$  〔略〕

2 • 3 〔略〕

4 〔同左〕

- (1) 〔略〕
- (2) 助成金の交付を受けようとする者が住 民税(特別区民税及び都民税並びに市町 村民税及び道府県民税をいう。)を滞納 している場合

[同左]

第6条 〔同左〕

- (1) (2) 〔略〕
- (3) [同左]

ア [略]

- イ 規則で定める福祉住宅改修助成事業 又は民間木造賃貸住宅改修支援事業に 係る住宅改修と併せて耐震改修工事を 行った場合
- (4) (5) [略]

 $(4) \cdot (5)$ [略] 付 則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第4条第4項第2号及び 第6条第3号イの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に助成 対象確認の申請があった同項に規定する耐震改修等について適用し、同日前に助成 対象確認の申請があった同項に規定する耐震改修等については、なお従前の例によ る。